別表第四岩手の款盛岡の項管轄区域の欄中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加える。

別表第五岩手の款盛岡（沼宮内）の項管轄区域の欄中「八幡平市」の下に「、滝沢市」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、別表第二（二）の改正規定は、平成二十五年十二月二十日から、第七百七条、第七百十七条、第七百十八条及び附則の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百六十号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり同法第三条第三項第五号に掲げる事項につき変更の認定をしたので、同法第七条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月十七日

総務大臣　新藤　義孝

一　名称　株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ

二　住所　三重県伊勢市朝熊町四千三百八十三番地三百二十六

三　国外適合性評価事業の区分　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第二条第一号に係る国外適合性評価事業

四　変更後の対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲

イ　対象とする特定輸出機器の種類

(1)　通信端末機器（公衆電気通信回線との接続において電波を使用するものを除く。）

(2)　無線機器

(i)　短距離無線機器（欧州規格（以下「ＥＮ」という。）三〇〇　二二〇―二、ＥＮ三〇〇　三三〇―二、ＥＮ三〇〇　四四〇―二、ＥＮ三〇一　〇九一―二、ＥＮ三〇一　四八九―三又はＥＮ三〇五　五五〇―二の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(ii)　二・四ＧＨｚ帯ワイドバンド送信システム（ＥＮ三〇〇　三二八又はＥＮ三〇一　四八九―一七の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(iii)　携帯電話端末（ＥＮ三〇一　四八九―六、ＥＮ三〇一　四八九―七、ＥＮ三〇一　四八九―二四、ＥＮ三〇一　五一一、ＥＮ三〇一　九〇八―二、ＥＮ三〇一　九〇八―四、ＥＮ三〇一　九〇八―六、ＥＮ三〇一　九〇八―八、ＥＮ三〇一　九〇八―一〇、ＥＮ三〇一　九〇八―一三、ＥＮ三〇一　九〇八―一九又はＥＮ三〇一　九〇八―二一の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(iv)　ワイヤレスマイク（ＥＮ三〇〇　四二二―二、ＥＮ三〇〇　四五四―二、ＥＮ三〇一　三五七―二又はＥＮ三〇一　四八九―九の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(v)　五ＧＨｚ帯及び六〇ＧＨｚ帯無線ＬＡＮ（ＥＮ三〇一　四八九―一七、ＥＮ三〇一　八九三又はＥＮ三〇二　五六七の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

ロ　業務の範囲

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省令第三号）第三条第一号イの付属書3又は4の業務に限る。

○総務省告示第四百六十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定により、登録証明機関として登録したテュフズードオータマ株式会社から、登録証明機関の名称及び技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月十七日

総務大臣　新藤　義孝

一　登録証明機関の名称

変更後	変更前
株式会社イー・オータマ	テュフズードオータマ株式会社

二　技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称

変更後	変更前
イ　東京試験所 神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目八番二〇号	イ　東京試験所 神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目八番二〇号
ロ　山梨ＥＭＣセンター芦川試験所 山梨県笛吹市芦川町鶯宿一六六一番地	ロ　山梨ＥＭＣセンター芦川試験所 山梨県笛吹市芦川町鶯宿一六六一番地
ハ　山梨ＥＭＣセンター上九一色試験所 山梨県甲府市古関町三四一五番地	ハ　山梨ＥＭＣセンター上九一色試験所 山梨県甲府市古関町三四一五番地
ニ　登戸試験所 神奈川県川崎市多摩区登戸二九四	ニ　アストロノーツ登戸試験所 神奈川県川崎市多摩区登戸二九四

三　変更年月日

平成二十五年十月一日

○総務省告示第四百六十二号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十七日

総務大臣　新藤　義孝

第一号の表中「テュフズードオータマ株式会社」を「株式会社イー・オータマ」に改める。

○法務省告示第四百六十六号

秋田県横手市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年一月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、横手市役所又は秋田地方法務局大曲支局に照会すること。

平成二十五年十二月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

秋田県平鹿郡横手市大町下丁四十一番地　中嶋　冨治
秋田県平鹿郡横手町百五十八番地　保利　養吉
秋田県平鹿郡横手前郷村五十三番地　佐野七**五**郎
秋田県平鹿郡横手町睦成丙三十一番地　月沢　**養**助
秋田県平鹿郡黒川村百七十八番地　清水　兵作
秋田県平鹿郡横手本町十一番地ノ内一番　長沼　宗恭
秋田県平鹿郡横手四日町下丁三十八番地ノ内二番　小坂　勇助
秋田県平鹿郡横手町前郷字岩瀬四十三番地ノ三　照井　善治
秋田県平鹿郡横手町前郷字下松原四十二番地　**藤**井　福松
秋田県平鹿郡横手町下根岸町二番地　長谷川　清
秋田県平鹿郡横手町前郷字囲ノ内六番地　加賀　庫吉
秋田県平鹿郡横手町横手町七十九番地ノ内一番　岩谷松**五**郎
秋田県平鹿郡横手町百六十一番地　鈴木　スワ
秋田県平鹿郡横手横手町百五十九番地　堀尾　庫吉
秋田県平鹿郡横手横手町百五十一番地　大坂　久助
秋田県平鹿郡下境村百二十七番地　中村　リセ
秋田県仙北郡金沢中野村百十二番地　桐原　和吉
秋田県平鹿郡横手前郷村二百六十一番地　伊藤　兵吉
高橋　三吉

秋田県平鹿郡横手町羽黒新町二番地　大庭　景**帆**
秋田県平鹿郡横手横手町百三十四番地　小林　信治
秋田県平鹿郡横手羽黒新町一番地ノ内一番　斑目　廣三
秋田県平鹿郡横手前郷村二百五十二番地ノ内二番　田川與太郎

秋田県横手市金沢本町字根小屋八番地の一　加藤澄美子

○法務省告示第四百六十七号

秋田県横手市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年一月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、横手市役所又は秋田地方法務局大曲支局に照会すること。

平成二十五年十二月十七日

法務大臣　谷垣　禎一